

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6月30日

【会社名】 菊水電子工業株式会社

【英訳名】 KIKUSUI ELECTRONICS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 林 一 夫

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目 1 番 3 号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 045(482)6912(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 齋 藤 士 郎

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 6 番 1 号 サウスウッド
4 階

【電話番号】 045(482)6912(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 齋 藤 士 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(注) 2022年6月29日開催の第71回定時株主総会においては、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、本定時株主総会の継続会(以下、「本継続会」といいます。))を開催いたします。

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき 金30円 総額 金250,168,350円

効力発生日 2022年6月30日

剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金 500,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 吸収分割契約承認の件

2022年10月1日をもって持株会社体制に移行する予定に伴い、会社分割のために締結した吸収分割契約の内容を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

2022年10月1日をもって持株会社体制に移行する予定に伴い、第2号議案(吸収分割契約承認の件)をご承認いただくことを条件として、当社の商号(現行定款第1条)及び事業目的(現行定款第2条)を変更する。

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更する。

第4号議案 取締役2名及び補欠取締役1名選任の件

取締役として、齋藤士郎、松村尚彦を選任する。なお、各氏は本継続会終結の時に取締役に就任する予定です

また、補欠取締役として、新谷逸男を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、一之瀬由明を選任する。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名(社外取締役1名を除く)に対し、取締役賞与として総額58,000千円を支給する。

第7号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	65,720	55	445	(注) 1	可決 99.24
第2号議案	66,157	63	0	(注) 2	可決 99.90
第3号議案	66,085	135	0	(注) 2	可決 99.79
第4号議案					
齋藤 士郎	65,346	852	21	(注) 3	可決 98.68
松村 尚彦	65,787	411	21		可決 99.34
新谷 逸男	66,075	123	21		可決 99.78
第5号議案					
一之瀬由明	65,626	573	21	(注) 3	可決 99.10
第6号議案	65,556	243	421	(注) 1	可決 98.99
第7号議案	62,382	3,838	0	(注) 1	可決 94.20

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分により、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。